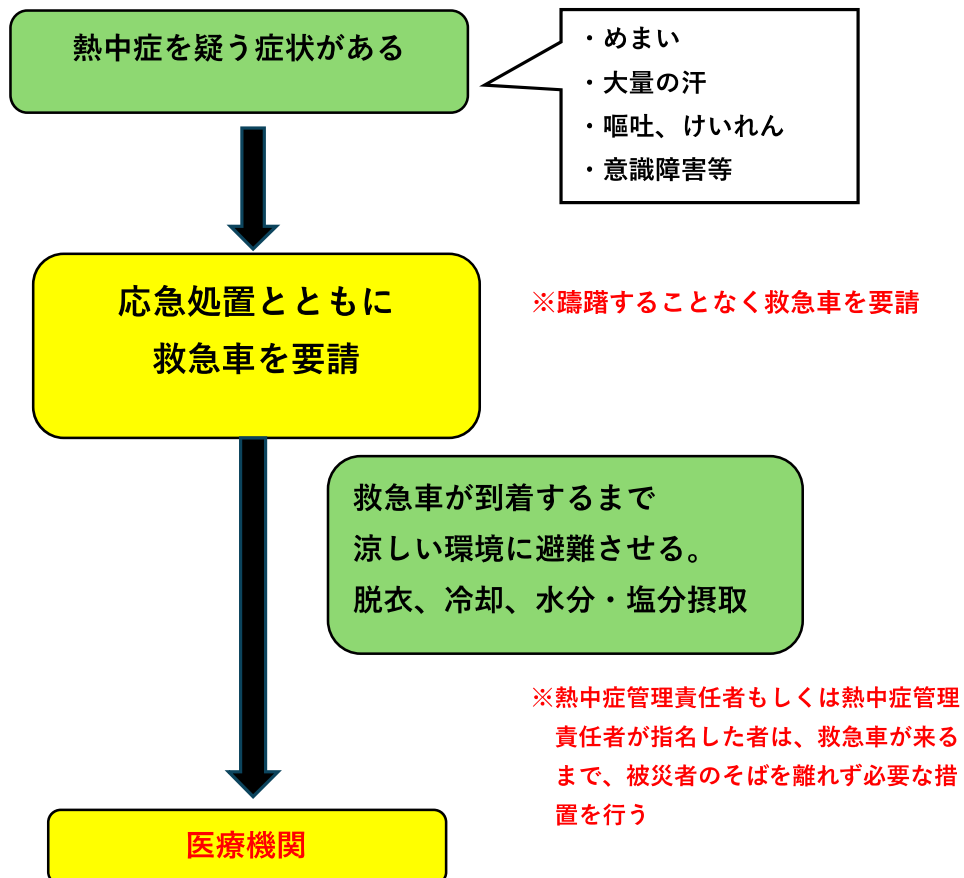


熱中症の救急処置



2025年5月22日付けの「労働安全衛生規則改正に伴う熱中症を生じるおそれのある作業における対策について（お願い）」からの変更点

※熱中症が疑われる場合、重篤化を防止することから躊躇することなく直ちに救急車を手配する。